

児童手当

3歳未満が一律月額1万円になりました

児童手当制度が拡充され、平成19年4月1日から、3歳未満の児童手当が一律月額1万円になりました。ただし、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

《0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当》

	(現行)		(改正)
▽第1子、第2子	月額5千円	→	月額1万円(倍増)
▽第3子以降	月額1万円	→	月額1万円(現行どおり)

《3歳以上(現行どおり)》

▽第1子、第2子	月額5千円
▽第3子以降	月額1万円

■手続きについて

今回の改正では、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。

※これまで所得制限等で手当をもらえなかった人は、6月分以降の手当を受けることができる可能性があります。5月31日(木)までに次の窓口(公務員の場合は勤務先)で手続きを行ってください。

■申請窓口・問合先

児童福祉課 ④(内線366)
西吉野支所厚生課 ⑥(内線18)
大塔支所住民厚生課 ⑨(内線41)

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆さんへ

『特別慰労品』を贈呈しています

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後ソ連やモンゴルに強制抑留された人、終戦に伴い本邦以外の地域からの引揚者「本人」に、あらためて感謝の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた、また書状等の請求をしなかった場合も対象です。

■請求期間 平成19年4月1日～平成21年3月31日

■その他 請求書については次の担当窓口で配布しています。

なお、資格要件などの問い合わせは、独立行政法人平和記念事業特別基金へ行ってください。

■請求先 独立行政法人平和記念事業特別基金

■問合先 独立行政法人平和記念事業特別基金 ☎0120・234・933(通話無料)

(月～金・午前9時15分～午後5時15分・土日休)

ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>

社会福祉課福祉係 ④(内線209、299)

西吉野支所厚生課 ⑥(内線17)

大塔支所住民厚生課 ⑨(内線20)

戦没者等の遺族の皆さんへ

第8回特別弔慰金の申請はお済みですか

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に第8回特別弔慰金として記名国債が支給されています。

まだ手続きを済ませていない遺族の皆さんは、早めに手続きを行ってください。

■請求期限 平成20年3月31日まで

■支給内容 額面40万円で10年償還の記名国債

■対象となる遺族は、次の順番による先順位の遺族1人です。

1. 弔慰金の受給権者

2. 戦没者の子

3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(戦没者と生計関係を有していなかった場合は除きます)

4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5. 上記1から4以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限られます)

※不明な点は次まで問い合わせください。

■請求・問合先 社会福祉課福祉係 ④(内線209、299)

西吉野支所厚生課 ⑥(内線17)

大塔支所住民厚生課 ⑨(内線20)